パートナーズ通信 2018年3月号 Vol.54





働き方改革関連法案が注目されていますが、法案が成立した場合は どのような点が変わるのでしょうか。



今回の法案のうち、労働基準法等の改正部分として、 労働時間に関する点が8つ挙げられていましたが、 そのうち裁量労働制の適用拡大に関しては削除され たため、主に7点の改正案となりました。

- ①残業時間の上限規制
- ②勤務間インターバルの導入推進
- ③年5日間の年次有給休暇の取得を企業に義 務付け
- ④月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ (中小企業の割増賃金率の引上げ)
- ⑤労働時間の客観的な把握を企業に義務付け
- ⑥フレックスタイム制の拡充
- (7)高度プロフェッショナル制度を創設

この中の③と④について取り上げます。

③年5日間の年次有給休暇の取得を企業に義務付 け

【現行】労働者が自ら申し出て年次有給休暇を取得する。 _____

【改正後】使用者が年5日の年休を取得させる。 年休希望の時季を聴取し、希望を踏まえて時季を 指定する。

※年休10日以上付与されている労働者に限る。

<u>④月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ</u> 【現行】月60時間超の割増賃金率は、大企業は50%、中小企業は25%



【改正後】大企業、中小企業ともに50%とし、中小企業の割増賃金率を引き上げる。

年次有給休暇の付与の義務付けについては、有 給管理簿を作成して、従業員の有休日数を管理 することが求められます。とくにパート従業員 が多い会社では、比例付与による個別の有休日 数の管理は必須です。人事・総務部門の日常業 務にも影響しますので、前もっての準備が必要 となります。

今回の労働基準法等の改正については、残業の上限の規制や割増率の引上げなど、長時間労働をしない、させない仕組みにし、労働者の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現する、働き過ぎを防いで健康を確保しつつ、能力を発揮して働くことができるようにするための改正内容となっています。

今後も注目していきましょう!



◇平成30年3月分から健康保険料率が変わります◇

平成30年3月分(4月納付分)から健康保険料率、介護保険料率が変更されます。

【新・健康保険料率】3都県とも減↓

新潟県 9.63% (被保険者負担分 4.815%) 東京都 9.90% (被保険者負担分 4.950%) 福島県 9.79% (被保険者負担分 4.895%) 【新・介護保険料率】前年よりも減↓ 全国一律 1.57%(被保険者負担分0.785%)

※ 雇用保険料の改定について 平成29年度から変更はありません。

☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行 発行者: 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子(毎月1回発行)

〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地アーバン・ヴィラ2F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 ホームページ 事業創造パートナーズ

E-mail office@jigyosouzou-pt.com で検索! ※お気軽にご相談ください



社労士制度は創設50周年を迎えます。